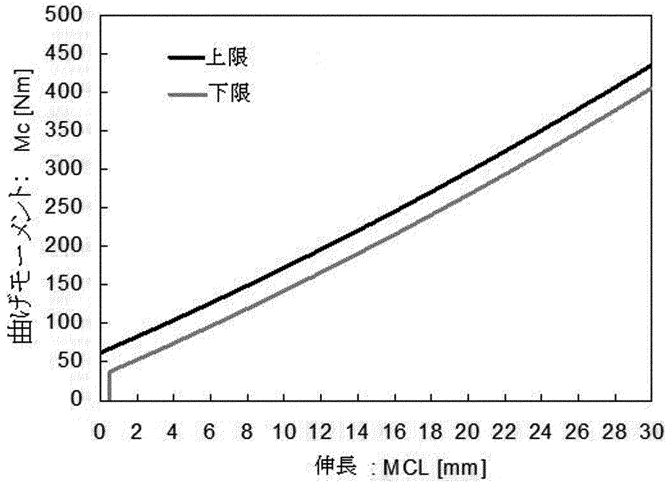
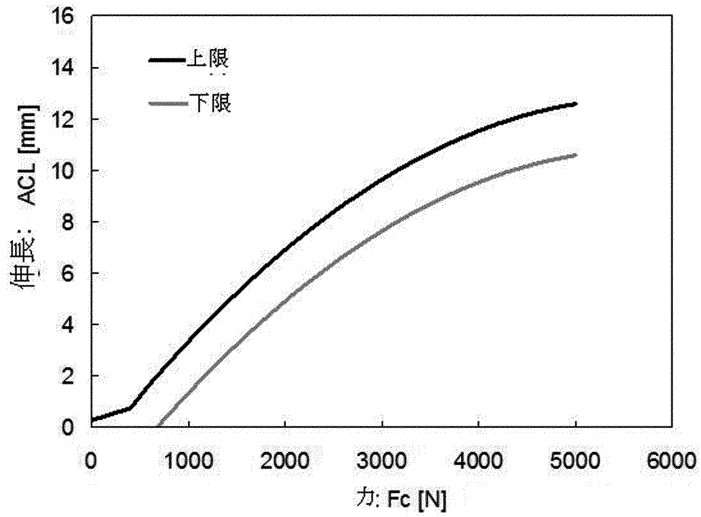
2.2.4.5.　インパクタの膝関節が2.2.4.3.に従って曲げの負荷をかけられているときに、膝内側側副靱帯（ＭＣＬ）、前十字靱帯（ＡＣＬ）、後十字靱帯（ＰＣＬ）の伸び量及び加えられた曲げモーメント又は膝関節中心での力（Mc、Fc）は図14で示されている閾値内であるものとする。

図14　静止検定試験における膝関節に対する閾値要件

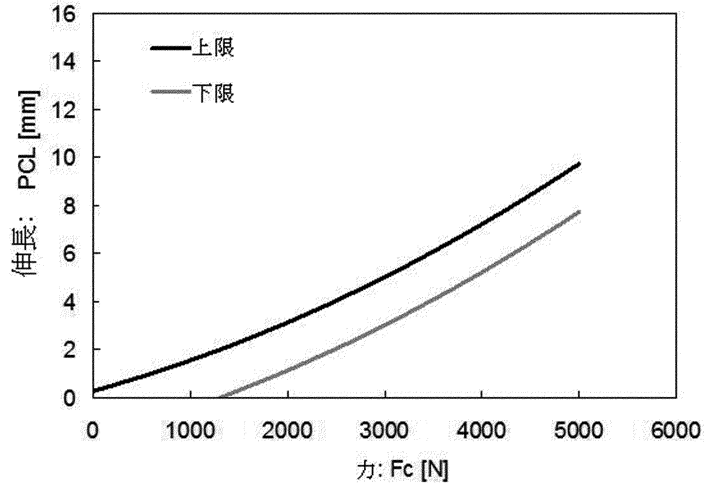
(a)　膝内側側副靱帯（ＭＣＬ）



(b)　前十字靱帯（ＡＣＬ）



(c)　後十字靱帯（ＰＣＬ）



3.　上部脚部インパクタ検定

3.1.　インパクタは、衝突回数が20回を超えている場合又は前回の検定から１年以上経過している場合は、再検定を受けなければ試験に使用することができない。また、トランスデューサー等の装置を取り換えた場合も、再検定をしなければならない。

3.2.　検定

3.2.1.　試験インパクタ用の発泡材製の肉部は、インパクタを検定用に取り出す前に、35±10%の湿度及び20±２℃の温度に管理された保管場所に少なくとも４時間保管しなければならない。検定中の試験インパクタの温度は、20±２℃でなければならない。

3.2.2.　検定中、検定試験に使用される試験施設は、40±30%の湿度及び20±４℃の温度であるものとする。

3.2.3.　各検定は、検定予定のインパクタが管理された保管場所から取り出されたときから、２時間以内に終了するものとする。

3.2.4.　検定中、検定場所の湿度及び温度を測定し、検定報告書に記録することとする。

3.3.　試験手順

3.3.1.　インパクタは、トルク制限ジョイントの傍らで、推進誘導システムに搭載するものとする。トルク制限ジョイントは、前面フレームの縦方向軸が±２°の公差で誘導システムの軸と垂直になり、ジョイント摩擦トルクが675±25Nmになるように設定するものとする。誘導システムには低摩擦ガイドを取り付け、振り子との接触でインパクタが特定の衝突方向へのみ移動するよう設定するものとする。

3.3.2.　インパクタの質量は、12±0.1kgに調整するものとする。本質量には、衝突の最中にインパクタの一部として機能するこれらの推進誘導用構成要素が含まれるものとする。

3.3.3.　トルク制限ジョイントの前方で機能する部品の重心は、余分の重量を含めて±10㎜の公差でインパクタの縦方向中心線の上にあるものとする。

3.3.4.　インパクタの検定においては、未使用の発泡材を使用しなければならない。

3.3.5.　インパクタの発泡材は、試験の前に、粗略に扱われる等により変形することがないようにしなければならない。

3.3.6.　インパクタは、前面フレームが垂直の状態で、速度7.1±0.1m／ｓで水平に推進して、図15のとおり、静止している振り子に衝突するものとする。